

障がいのある方の防災マニュアル
(支援者のみなさまへ)



浜田市



【令和2年2月発行】

～ 目 次 ～

1	障がいのある方へ次の準備をお願いしています	1
2	災害発生時に救助する場合	2
3	障がいの特徴とサポート方法	3
	(1) 視覚に障がいのある方 について	3
	(2) 聴覚に障がいのある方 について	4
	(3) 音声・言語機能に障がいのある方 について	5
	(4) 肢体障がいのある方 について	6
	(5) 内部障がいのある方 について	7
	(6) 精神障がいのある方 について	8
	(7) 知的障がい・自閉症・発達障がいのある方	9
4	避難所について	11
	(1) 初動開所避難所について	11
	(2) 福祉避難所について	13

1 障がいのある方へ次の準備をお願いしています

(1) 災害の情報を得る手段

- ア 災害情報の入手方法の準備
 - (ア) 浜田市防災防犯メールへの登録
 - (イ) 緊急速報メール
 - (ウ) 防災行政無線
 - (エ) テレビ
 - (オ) ラジオ
- イ 避難行動要支援者名簿への登録

(2) 災害から避難するための準備

- ア 持ち出し品の準備
- イ 避難場所の確認

(3) 自分の状況を伝える準備

- ア 連絡方法の確認
 - (ア) 災害伝言ダイヤル 171 の活用
 - (イ) 携帯電話 災害用伝言板の活用
- イ 防災カードの作成

(4) 家屋の安全準備

- ア 家具の安全対策
- イ 落下物から身を守る方法
- ウ 寝室の安全対策

2 災害発生時に救助する場合

支援者のみなさまへ次のことをお願いします。

支援の際は、その人の障がいに配慮していただきますようお願いします。

(1) 安否確認

- 笛やブザーで自分の居場所を知らせる方もおられます。
- 発見したら、落ち着くように声をかけてください。

(2) 誘導

- スムーズに移動ができない方もおられます。
その人のペースに合わせた誘導を心がけてください。

(3) 連絡

- 難聴等により自分で連絡を取れない方もおられます。
連絡を依頼されたら、手伝ってください。
※家族等連絡先一覧をお持ちの方もおられます。
確認してください。

(4) 保護

- 慣れない環境で感情が不安定になる方もおられます。
- 障がい者の方が必要としているサポートの内容を確認しましょう。

3 障がいの特徴とサポート方法

(1) 視覚に障がいのある方 について

視覚の障がいとは？

- 視力が低下している状態
(例：ものがはっきり見えない、ぼやけている、焦点が合わない 等)
- 視野が制限されている状態
(例：見える範囲がせまい、中央が見えない 等)



どんなことが難しい？

- 眼から情報を得ることが難しいです。
(例：出火の発見、災害発生場所や規模を確認すること 等)
- 一人で移動することが難しいです。
(例：普段通る道でも障害物があると転倒や、方向が分からなくなります。)

介助・誘導をする時は…

- 白杖を**持っていない手**で、介助者の**ひじ**を握ってもらいましょう。
焦って、白杖や腕を引っ張ったり、後ろから押さないようにしましょう。
- 障害物があるときは、よけ方を伝えましょう。
- 段差の**前**では立ち止まり、上がるか下がるかを伝えましょう。
- 盲導犬を伴う人には、方向を説明しましょう。
盲導犬には、**触らない**でください。



避難所での対応

- 文字で書かれている情報は、構内放送・拡声器などによる音声情報を繰り返し流し、拡大文字や点字によりその情報を知らせましょう。
- 壁伝いで移動することもありますので生活場所を壁側にし、壁側に物を置かないように配慮します。
- 仮設トイレが外にある場合は、壁伝いで移動できる場所に設置し、通路にロープを張る等移動に配慮します。
- 便器の向きや、紙のある場所、水を流す場所を説明してください。
- 盲導犬などが使用者と離れないように、場所の配慮が必要です。

(2) 聴覚に障がいのある方 について

聴覚の障がいとは？

- 音がうまく伝わらない状態（伝音性難聴）
※低い音から高い音まで全般的に聞こえが悪い状態
- 音を感じるできない状態（感音性難聴）
※特定の音だけが聞こえない（聞こえる音の範囲が狭い）状態
- 補聴器を身に付けていても、完全に聞き取れない状態

どんなことが難しい？

- 耳からの情報を得ることが難しいです。
（例：テレビ、ラジオ、拡声器、話し声等の音声で
情報を得ることが難しいです。）
- コミュニケーションの方法が異なり、情報を伝えることが難しいです。

介助・誘導をする時は…

- コミュニケーションをとることのできる方法を確認してください。
（例：筆談、口の動き、手話、絵 等）
- 背後の様子が捉えにくいので、相手の視野に入るか、軽く触れて合図を
だします。
- 正面から口の動きがわかるようにゆっくり話しかけましょう。
- 電話の代理をお願いされたら、協力しましょう。
- 夜間で停電が起きると、「聞こえない・見えない」状態になります。懐
中電灯などを利用して内容を伝えてください。

避難所での対応

- 情報やコミュニケーションの手段を確認してください
（手話、文字、身振り等）。
- 生命に関わる情報（トイレ、水、食事）は、大きく、分かりやすい内容
で掲示してください。
- 手話、要約筆記、身体介助などが可能な時は、腕章やベストなどを着用
し聴覚障がいの方が分かるようにしてください。

(3) 音声・言語機能に障がいのある方 について

音声・言語の障がいとは？

- 音声や発音、話し方に障がいがある状態（音声機能の障がい）
（例）
 - ・声がかすれ、かすれている
 - ・女性の声、男性の声のように低い
 - ・発音のリズムが不安定
- ことばの理解や表現に障がいがある状態（言語機能の障がい）
（例）
 - ・「聞く」「話す」「読む」「書く」に障がいがある状態をいい、適切なコミュニケーションが困難な状態
 - ・言いたい言葉が思い出せない、言葉の理解ができない状態

どんなことが難しい？

- 自分の意志を伝える時、相手にすばやく的確に聞き取ってもらいにくい。

介助・誘導をする時は…

- 援助を求められたら、相手の言葉を丁寧に聞き取りましょう。
- 聞き取る姿勢を崩さないようにしましょう。
- 聞き取りが困難な場合は、相手にことわってから筆談や、メモを取りましょう。
- 電話の代理をお願いされたら、協力しましょう。

避難所での対応

- 情報やコミュニケーションの手段を確認してください
（手話、文字、身振り等）。
- 情報機器や、充電器のある場所を伝えてください。
- 手話、要約筆記、身体介助などが可能な時は、腕章やベストなどを着用し音声・言語障がいの方が分かるようにしてください。

④ 肢体障がいのある方 について

肢体の障がいとは？

- 手、足、胴体（体幹）が動かせず移動に制限がある状態
（車いす、電動車いす、装具、歩行器、松葉杖、歩行安全杖等を使用）
- 関節を曲げられる範囲が狭い状態
- 手、足に力が入らず（筋力低下）行動に制限がある状態



どんなことが難しい？

- 特に移動することが難しいです。

介助・誘導をする時は…

本人の希望を確認し、使用する器具を決めましょう。

誘導するときのポイントは次のとおりです。

車いすで誘導するとき

- 目線を合わせて話しかけましょう。
- 動作（発進、停止、方向転換等）の前には、一声かけましょう。
- 階段では、ブレーキをかけ複数人で運びましょう。
- 下り坂では、車いすを後ろ向きにし、
軽くブレーキをかけながら移動しましょう。

装具（上肢装具・下肢装具）・義肢（義手・義足）や杖を利用されている方には

- 濡れた路面では滑ります。足元の状況を確認して誘導しましょう。
- 段差や、凹凸の少ない場所を選んで誘導しましょう。

器具での移動ができないとき

- 背負いひもを利用して移動します。

避難所での対応

- トイレの使用に支障がないかを確認してください。

(5) 内部障がいのある方 について

内部の障がいとは？

内部の障がいとは、臓器に障がいがあり日常生活が制限される方です。部位と症状等については、次のとおりです。

部位	症状等	代表的な病名
心臓	動悸、息切れ、疲れやすい 等	心筋梗塞、狭心症、 不整脈 等
腎臓	人工透析療法、疲れやすい、 視力の低下 等	慢性腎不全、 糖尿病性腎症 等
ぼうこう・直腸	排泄機能障害、人工肛門や人工 膀胱の使用、食事制限 等	脊髄損傷、悪性腫瘍 等
呼吸器	慢性的な呼吸困難、息切れ、咳 等	慢性気管支炎、肺気腫 等
小腸	食生活の制限、 特定の物以外口から食事が不可、 チューブによる栄養摂取 等	クローン病、小腸軸捻転 等
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	発熱、下痢、体重減少、 全身倦怠感 等	ヒト免疫不全ウイルス (HIV) 感染
肝臓	全身のつかれやだるさ、 食欲不振 等	肝硬変 等

どんなことが難しい？

- 継続的な医療の処置を受けること。
(例：機器の使用や通院が必要)
- 外見から症状が判断できない。

介助・誘導をする時は…

- 障がいのある方から依頼があれば、医療機関に連絡し、対処について指示を受けます。
- かかりつけの医療機関を確認し、受け入れについて確認してください。

避難所での対応

- 医療行為が必要かを確認し、必要な場合には、早急に受入病院の確認や移送手段を確認してください。
- 器具の消毒や交換を行う方もいますので、スペースを確保してください。
- 本人に制限（食事、排泄方法）があるかを確認してください。

(6) 精神障がいのある方 について

精神の障がいとは？

- ストレスに弱かったり神経が過敏な状態
- 他者との関係を築くのが苦手な状態
- 気分が落ち込んだり、落ち着かず不安定な状態
- 周りから見て状態がわかりにくい。

どんなことが難しい？

- 混乱して、自分で決めることや指示を受け入れられないことがあります。
- 環境の変化に馴染めず睡眠不足や感情が不安定になることがあります。

介助・誘導をする時は…

- 冷静な態度で接してください。
- 説明は、「短く」「分かりやすい言葉で」「ゆっくり」と伝えてください。
- 災害時の不安から普段と違う行動（大声をだす等）が出ても、あわてないようにならしましょう。
- 付き添う時は、本人に声をかけてから手を引いたり、肩に手をかけたりして誘導しましょう。

避難所での対応

- 落ち込み、落ち着きがない、不安が見られるときは、避難所にいる医療関係者へ相談してください。
- 本人の気持ちが安定するように、要望等を聞き、一緒に生活できるような思いやりをもちましょう。

(7) 知的障がい・自閉症・発達障がいのある方 について

知的障がいとは？

- 知的な能力が年齢に応じて発達していない状態
- 仕事、学習、コミュニケーション等、社会生活に困難が出ている状態
- 身の周りの品や食べ物に特別なこだわりがある状態

どんなことが難しい？

- 危険なことを判断することが難しいことがあります。
(例：災害の怖さ、避難の必要性が分からない 等)
※支援者の判断で(本人が拒否しても)危険回避を最優先してください。
- 相手の言っていることが分からないことがあります。
(例：難しい言葉や早口 等)
- うまく伝えることが苦手なことがあります。
(例：考えや気持ち、一度にたくさんのことを話すこと 等)
- 集団行動がとりにくいことがあります。

介助・誘導をする時は…

- 声をかけるときは、「短く」「ゆっくり」話してください。
- 説明は、言葉や文字だけでなく、「身振り」「絵」「写真」「メモ」などを使ってください。
- 声をかけるまえに、周囲に保護者がいるかを確認してください。
- 恐怖で動けなくなっているときは、軽く手を引くか、肩に手をかけて、ゆっくり誘導してください。ただし、感覚の過敏・鈍さがあり、体に触られることを嫌がることもあります。
- 災害時の不安から大声や変わった行動が出ても、あわてないように対応します。
- ケガや痛みを伝えられない人もいます。痛みにも鈍感な人もいます。ケガをしていないかどうか、よく見てください。

避難所での対応

- 交流のある家族や知人・友人と近い場所になるように配慮してください。
- こだわりは、わがままではなく、障がいの特性であると理解してください。次の場面で配慮が必要なことがあります。
 - 居場所の設定
 - ⇒ 間仕切りなどを利用して居場所を分かりやすくしてください。
 - トイレの使用
 - ⇒ こだわりがあり、特定のトイレしか使えないことがあります。
 - 食べ物
 - ⇒ 感覚過敏のため、特定の食べ物しか摂取できないことがあります。
 - 情報の連絡
 - ⇒ なるべく本人と家族に同時に同じ内容で情報を伝えてください。
- 本人や家族が孤立しないような気配りをお願いします。
- 本人や家族のニーズを適時把握して支援に努めてください。

(1) 初動開所避難所について

初動開所避難所とは

浜田市が避難準備情報を発令した場合に、
災害の種類・状況に応じて早い段階で開所する避難所です。

初動開所避難所一覧（自治区別）

① 土砂災害警戒区域

土砂災害のおそれのある区域

② 浸水想定区域

堤防等が壊れ、河川氾濫が起きたとき、家等が水に浸るおそれのある区域

(1) 浜田自治区

施設名	土砂災害警戒区域該当	浸水想定区域該当
健康増進センター		○
浜田公民館		○
原井小学校		
第二中学校	○	
第一中学校		○
石見公民館		○
三階小学校	○	
石見公民館後野分館		
石見公民館佐野分館		
長浜公民館（マリン交流センター）	○	
長浜小学校	○	
周布小学校		○
周布公民館		○
第三中学校	○	
大麻公民館		
美川公民館		○
第四中学校		
国府公民館		
浜田東中学校		
国府公民館宇野分館	○	
旧有福小学校	○	

(2) 金城自治区

施設名	土砂災害警戒区域該当
久佐公民館(くざ会館)	○
今福公民館(ふれあい会館)	
美又公民館(美又会館)	○
雲城公民館(みどりかいかん)	
波佐公民館(ときわ会館)	○
小国公民館(旧小国小学校)	○

(3) 旭自治区

施設名	土砂災害警戒区域該当
旭山村開発センター(旭センター)	
木田公民館(木田生活改善センター)	
和田公民館(旧和田小学校)	
都川公民館 (都川高齢者活動促進センター)	○
市木公民館(市木生活改善センター)	○

(4) 弥栄自治区

施設名	土砂災害警戒区域該当
安城公民館(弥栄会館)	
杵束公民館 (弥栄老人憩の家・福祉センター)	

(5) 三隅自治区

施設名	土砂災害警戒区域該当	浸水想定区域該当
岡見公民館		
三隅中央会館	○	
三保公民館		
白砂公民館	○	
市役所三隅支所	○	○
三隅公民館		○
黒沢公民館		
井野公民館	○	

(2) 福祉避難所について

福祉避難所とは

- 障害のある人、高齢者、妊産婦、乳幼児、病人等で特別な配慮を必要とする人が対象です。
- 一般の避難所とは別に開設されます。
- 施設がバリアフリー等（多目的トイレも整備）にも対応しています。
- 本人と介助者（原則1名）は、福祉避難所へ避難できます。

福祉避難所一覧（自治区別）

自治区名	施設名
浜田	島根県立西部総合福祉センター（いわみーる）
金城	総合体育館 ふれあいジム・かなぎ
旭	旭保健センター
弥栄	弥栄多目的研修集会施設（弥栄会館）
三隅	アクアみすみ